

## 標準仕様書間の横並び調整方針

令和5年6月16日 デジタル庁  
(令和4年6月21日作成、令和4年8月10日改定、  
令和5年3月27日改定、令和5年6月16日改定)

### 1. 本文の構成に関すること

- 標準仕様書のうち、背景や目的等については、地方公共団体情報システム標準化基本方針と重複した記載になっていることから、次のとおり、基本方針を引用する形に置き換えてもよい。

x. x. x はじめに

本標準仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。

### 2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること

- 標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体から Fit&Gap 分析を効率的に行うために、エクセル形式にしてほしい等の要望が多いため、次の(1)及び(2)について遵守することとし、別添1「標準仕様書機能要件様式例」を用いること。

#### (1) 標準仕様書機能要件の改定ルールについて

標準仕様書機能要件の改定にあたっては、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種 ID の管理方針」（令和4年7月デジタル庁）に準ずること。

改定にあたっては、必ず改定履歴をあわせて公開すること。なお、改定履歴の様式は、別添1「標準仕様書機能要件様式例」の「改定履歴シート」に準ずること。

地方自治体の Fit&Gap 分析の円滑化の観点から、エクセル等の加工可能なファイル形式で公開すること。

機能要件に令和8年度以降に施行される法改正等の内容が含まれる可能性があることから、改定内容について、適合基準日を明示すること。

- (2) 令和5年3月末までに公開した標準仕様書機能要件の取扱いについて  
令和5年8月に改定の予定がない標準仕様書については、令和5年3月末までに公開した標準仕様書の直前の版からの改定箇所を、任意の様式を用いて、エクセル等の加工可能なファイル形式で速やかに明示すること。

- なお、機能要件の説明に必要な図表等資料については、機能要件とは別冊で作成することを可とし、ファイル形式は問わない。

### 3. マイナポータルびったりサービスに関すること

- マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に従って構築された申請管理システムと基幹業務システムとの申請データの連携方法については、当該仕様書にて規定される以下の方式3、4(基幹業務システムの改修を要する方式)についても、過渡的な対応として認められることから、その旨を機能要件及び「要件の考え方・理由」等において記載することとする。

方式3 入力画面に取込機能実装

方式4 一括取込機能の実装

#### **【実装必須機能】**

- (1) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月7日閣議決定)」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続き(以下「重点計画記載手続」という。以下同じ。)を行う基幹業務システムの場合

マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。

なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。

申請管理機能がマイナポータルぴったりサービスに対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

**【対象事務】**

- ・〇〇 ※重点計画記載手続
- ・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能

(2) (1)以外の基幹システム(国民年金システムを除く。)の場合

マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。

なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。

申請管理機能がマイナポータルぴったりサービスに対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

**【対象事務】**

- ・△△ ※重点計画記載手続がなくても記載可能

(1)、(2)ともに「要件の考え方・理由」等として以下を記載する。

「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、

4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。

#### 4. 庁内データ連携に関すること

- 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。
- 各標準仕様書間や連携要件の標準との間で整合性が確保されていないものは、引き続き、デジタル庁と関係府省間で協議し、調整する。

(例) 機能別連携仕様の「機能説明」

- (1) 「住民記録システムが、国民健康保険システムに、〇〇情報を照会する。」と規定している場合

→ 住民記録システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。

x. x. x 他基幹業務システムとの連携

国民健康保険システムに、〇〇情報を照会する。

- (2) 「国民健康保険システムは、住民記録システムに、〇〇情報を提供する。」と規定している場合

→ 国民健康保険システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。

x. x. x 他基幹業務システムとの連携

住民記録システムに、〇〇情報を提供する。

#### 5. 宛名番号に関すること

- いわゆる「宛名管理システム」と呼ばれているものについては、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指す場合と、宛名番号（住民宛名番号又は住登外者宛名番号）を付番するためのシステムを指す場合が混在している。
- 標準仕様書においては、「宛名管理システム」とは、特定の個人（法人）の住所や連絡先等の宛名情報を一元的に管理するためのシステムを指すものと整理をする。

宛名番号の付番をするためのシステムについては、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携することとし、住登外者については住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。以下同じ。）が付番することと整理する。

- 宛名管理システムは、同システムで管理する宛名情報の定義や取扱いが自治体により様々であることを踏まえ、同システムで処理する宛名管理の事務は、当分の間、標準化対象外とし、宛名情報を一元的に管理したい自治体は、宛名管理システムを、独自施策システムとして構築する。

- したがって、標準仕様書において次の方針で修正を行う。

宛名管理システムを宛名番号付番として考えられている部分については、住民について住民記録システムが付番し他システムに連携すること、住登外者については住登外者宛名番号管理機能が付番し他システムに連携することを踏まえ、文意が通じるよう修正を行う。

なお、住登外者宛名番号の付番については、6. のとおり規定する。

## 6. 住登外者宛名番号に関すること

- 住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能を「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として、次のとおり規定する。

なお、住登外者宛名番号管理機能を業務横断的な共通機能として実装するか、各基幹業務システムに個別に実装するかは任意であるが、後者の場合は住登外者宛名番号管理機能と基幹業務システムが同一のパッケージとして提供される整理となり、当該パッケージ内におけるデータ連携については提供事業者の責任において対応することとし、必ずしもデータ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はないことから、その旨を当該機能要件の「要件の考え方・理由」等に記載する。

また、宛名番号を用いて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携することが想定されるため、各基幹業務システムに住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を個別に実装する場合においても、異なる基幹業務システム間において、別人に同一の住登外者宛名番号を付番しないことを原則とするが、自治体の判断等にて住登外者に関する情報を他の基幹業務システ

ムと連携しない運用を行う場合は、自治体の責任によって、基幹業務システムごとに住登外者に宛名番号を付番することを許容する。この旨を当該機能要件の「要件の考え方・理由」等に併せて記載する。

#### x. x. x 住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能

住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。

- ・住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。
- ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。
- ・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。

※「要件の考え方・理由」等に以下のとおり記載する。

住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を〇〇システム（〇〇は業務名を記載）に個別に実装する場合、以下のとおりとする。

- ・〇〇システムと住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能との間の連携については提供事業者の責任において対応することとし、必ずしもデータ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。
- ・宛名番号を用いて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携することが想定されることから、〇〇システムと他の基幹業務システム間において、別人に同一の住登外者宛名番号を付番しないことを原則とするが、自治体の判断等にて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携しない運用を行う場合は、自治体の責任によって、基幹業務システムごとに住登外者に宛名番号を付番することを許容する。

## 7. 団体内統合宛名番号に関すること

- 団体内統合宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定し、

中間サーバーへの副本登録等を統一的な方法で行う。

- 具体的には、各基幹業務システムにおいて団体内統合宛名を保持せず、副本登録等は、団体内統合宛名機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）を通して行う。
- このため、中間サーバーとの連携が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、団体内統合宛名番号の付番及び中間サーバー連携に関して、実装必須機能として、次のとおり規定する。

x. x. x. 団体内統合宛名番号の付番依頼及び中間サーバーへの副本情報登録機能

団体内統合宛名機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能をいう。以下同じ。）における団体内統合宛名番号の付番や宛名情報の更新のために、登録、更新した宛名情報及び個人番号を団体内統合宛名機能へ連携できること。

団体内統合宛名機能を経由して、副本情報の登録等、中間サーバーとの連携ができること。なお、中間サーバーとの連携のうち、中間サーバーから取得した URL を元に HTTP ダウンロードする場合は、団体内統合宛名機能を経由せず連携すること。

## **8. 操作権限設定・管理に関すること**

- 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。

なお、認証に係る機能については認証基盤等を活用することも考えられることから、認証基盤等の活用が可能である旨を実装必須機能の「要件の考え方・理由」等に記載する。

x. x. x 操作権限設定・管理

**【実装必須機能】**

システムの利用者及び管理者に対して、個人単位で ID 及び パスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利

用範囲及び期間が管理できること。

職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。

操作者 ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。

アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。

アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。

アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。

また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。

他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。

なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。

ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。

複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。

※「要件の考え方・理由」等に以下のとおり記載する。

認証に係る機能については、標準準拠システムで実装するか、認証基盤等で実装するかを問わない。

#### 【標準オプション機能】

組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。

操作権限一覧表で操作権限が設定できること。

シングル・サイン・オンが使用できること。

## 9. EUCに関すること

- EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。

x. x. x EUC機能

EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。

EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（〇〇システム）」の規定に従うこと。（〇〇システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。）

なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。

## 10. 統合収納管理に関すること

- 統合収納管理機能及び統合滞納管理機能（以下「統合収納管理機能」という。）を共通機能として、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する。
- 統合収納管理機能を実装する場合には、税務システム、介護保険システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療支援システム及び子ども・子育て支援システムの標準仕様書（以下「各賦課業務の標準仕様書」という。）に規定する収納管理機能及び滞納管理機能（以下「個別収納管理機能」という。）を実装せず、当該統合収納管理機能をもって個別収納管理機能とみなすことができる。
- 各賦課業務標準仕様書において統合収納管理機能について言及している場合、必要に応じて修正する。

## 11. 検索文字入力に関すること

- 基幹業務システム（住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システム及び戸籍システムを除く。）において、氏名の検索文字入力を統一的に行えるようにするため、住民記録システムの方法をベースに、当該基幹業務システムの標準仕様書に、次のとおり規定する。

#### x. x. x 検索文字入力

##### 【実装必須機能】

氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」（異体字や正字も包含した検索を除く。）ができること。

## 12. 大量印刷に関すること

- 大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取り決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件設定が想定される。また、標準準拠システムがクラウド上に構築されることが前提であることを踏まえ、標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を、次のとおり規定する。

#### x. x. x. 印刷データ出力

##### 【実装必須機能】

帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについて CSV 形式のテキストファイルを作成し、出力できること。

二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。

##### 【標準オプション機能】

帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF 形式等）を作成し、出力できること。

## 13. バッチ処理／一括処理に関すること

- どの機能についてバッチ処理を必要とするか、という点については、各業務特性にあわせ、制度所管府省が検討し、標準仕様書に規定する。
- バッチ処理する場合には、方法を統一することとし、次のとおり規定する。

#### x. x. x. バッチ処理

#### 【標準オプション機能】

バッチ処理の実行（起動）方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法（スケジュール管理による起動）が提供されること。

また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。

前回設定のパラメータは、一部修正ができること。

修正パラメータ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。

全てのバッチ処理の実行結果（処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際は OS やミドルウェア等から出力されるエラーコード等）が出力されること。

バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物を XLSX 形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。

#### 14. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

- 「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の策定を踏まえ、標準仕様書において従うべきデータ要件の標準として記載されている「中間標準レイアウト」については「データ要件の標準」に、従うべき連携要件の標準として記載されている「地域情報プラットフォーム」については「連携要件の標準」に改める。

#### 15. 文字要件に関すること

- 文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」に規定することから、標準仕様書において文字要件を規定している記載については、次のとおり改める。なお、システム移行時期が異なる場合の過渡期対応については、さまざまなパターンが考えられることから、横並び調整方針としては規定しない。

文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。

## 16. 金融機関マスタに関すること

- 口座を利用する事務を行う基幹業務システムにおいて、統一的な管理を行うことができるように、次のとおり規定する。

### x. x. x. 金融機関マスタ管理

#### 【実装必須機能】

金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ等）を登録、修正、削除、照会できること。

金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。  
金融機関マスタデータを一覧で確認できること

#### 【標準オプション機能】

全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。

金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。

## 17. 住所マスタに関すること

- 住民記録システムは、大量かつ頻回に住民情報を効率的に管理する必要があることから、住所マスタを保持する。
- 基幹業務システム（住民記録システムを除く。）は、実装必須機能として、次のとおり規定する。

#### 【実装必須機能】

住民の住所については住民記録システムから取得すること。

当該システムにおいて、住所登録が必要な場合は、住所マスタを保持すること。

## 18. バーコード、QRコードに関すること

- 業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コードについて（例：振込や返戻管理等）については、各業務特性によって二次元バーコードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性あわせた対応を各府省で検討し、規格を指定する。

## 19. 引越し手続オンラインサービスに関すること

- 転入予定者の情報を事前に入手して事前準備が可能となるよう、転出証明書情報や転入予約情報の活用が想定される基幹業務システムの標準仕様書において、以下①～⑥の機能の追加を検討する。規定の要否及びそれぞれの実装類型については、各基幹業務における必要性に基づき決定されることとする。

### ① 転入予定者の転出証明書情報の受領機能

転入前に、住民記録システムから転出証明書情報（番号利用法に規定する個人番号を除く。以下同じ。）のうち関係する情報を取得できること。

### ② 申請管理システムからの転入予約又は転居予約情報の受領機能

マイナポータル等から送信された転入予約情報又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう）から取得できること。

### ③ 転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて管理する機能

マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報をひもづけて管理できること。

### ④ 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報の表示機能

転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。

### ⑤ 届出書等のプレプリント機能

来庁予定者の受入れ事前準備として、転入届、転居届提出時に併せて行われる手続の届出等に、転出証明書情報、転入予約情報又は転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。

## ⑥ 取消申請に係る処理機能

申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号（「ぴったりサービス\_外部インターフェース仕様書」に規定する受付番号をいう。）を用いて、対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。

- なお、今後の引越し手続オンラインサービスの検討により、転入予約情報を活用した事前準備等のサービスが拡充される場合には、当該サービス実現のための機能を拡充する可能性があることに留意すること。

## 20. 公的給付支給等口座に関すること

- 公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、公金受取口座の対象事務（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年12月デジタル庁令第10号）第二条各号に規定する事務）を有する基幹業務システム（11システム：収納管理、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て、児童手当）の標準仕様書において、実装すべき機能として、次のとおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ、修正する。

### 【実装必須機能】

公金受取口座（公的給付支給等口座）の利用の意思の有無（公金口座区分）を管理できること。

公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。

### 【実装不可機能】

取得した公金受取口座情報を、他システム（公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。）に提供できること。

- また、標準仕様書に規定されている帳票のうち、公金受取口座（公的給付支

給等口座) に関係するものにおいては、公金受取口座 (公的給付支給等口座) の利用の意思の有無チェック欄を設ける。

## 21. DV 等支援措置に関すること

- DV 等支援対象者の保護の観点から、住民記録システムから支援措置対象者情報を連携するすべての基幹業務システムの標準仕様書において、次のとおり表記を統一する。

「DV 等支援措置対象者」又は「支援対象者」など、支援措置対象者を表す表記については、「支援措置対象者」とする。

「支援措置対象者における特別事情 (DV 等) に関する情報」など支援措置対象者情報を表す表記については「支援措置対象者情報」とする。

「支援措置期間中」とのみ規定しているものは「支援措置期間及び仮支援措置期間中」とする。

- なお、加害者情報の連携については、その必要性に応じて各府省において検討し、関係府省庁で協議した上で記載する。

## 22. 保存期間を経過した情報の削除に関すること

- 業務の根拠法令や各地方公共団体が定める情報保護に関する規定等で定められた保存期間が経過した情報の削除について実装必須機能として以下のとおり規定する。

### **【実装必須機能】**

法令年限及び業務上必要な期間 (保存期間) を経過した情報について、標準準拠システムから物理削除できること。

個人番号利用事務においては、保存期間を経過した場合には、個人番号及び関連情報を標準準拠システムからできるだけ速やかに物理削除できること。

保存期間は、各地方公共団体が任意で指定できること。

## 23. データ要件・連携要件の標準の取扱いに関すること

- データ要件・連携要件の標準については、各制度所管府省との協議の上、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」においてその内容

を規定するものであり、基本データリスト、機能別連携仕様等は、各業務の標準仕様書の改定等を踏まえて、正確かつ効率的に改定等を行う必要がある。

- このため、基本データリスト、機能別連携仕様などのデータ要件・連携要件の標準については、各業務の標準仕様書において再掲する必要はないものとする。

以 上